

政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年 3月29日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

政見放送及び経歴放送実施規程の一部を改正する告示

政見放送及び経歴放送実施規程（昭和44年岩手県選挙管理委員会告示第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(経歴放送の順序)</p> <p>第3条 実施規程第5条第8項及び第7条第6項の規定によりテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者について、実施規程第4条第1項ただし書の規定による経歴放送は、テレビジョン放送による政見放送を行う候補者の後に行うものとする。この場合において、テレビジョン放送による政見放送を行わない候補者が2人以上あるときは、県選挙管理委員会が、あらかじめくじにより<u>放送</u>の順序を定めるものとする。</p> <p>(手話通訳を付して政見を録画する放送事業者)</p> <p>第4条 実施規程第8条第7項の規定により手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者は、岩手県知事の選挙の都度定めるものとする。</p> <p>(政見放送の日時の決定等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>実施規程第14条第1項ただし書</u>の規定により各候補者届出政党又は各候補者の<u>放送</u>の日時を定めたときは、直ちに關係放送事業者及び当該候補者届出政党又は当該候補者に通知するものとする。</p> <p>(政見放送の順序の特例)</p> <p>第6条 実施規程第11条第6項の規定に基づき他の放送事業者において録音又は録画した物を使用して<u>放送</u>を行う場合、実施規程第14条第1項の規定による各候補者届出政党又は各候補者の<u>放送</u>の順序は、当該他の放送事業者において行う<u>放送</u>の順序によるものとする。</p>	<p>(経歴放送の順序)</p> <p>第3条 実施規程第5条第8項及び第7条第6項の規定によりテレビジョン放送による政見放送を行わない候補者について、実施規程第4条第1項ただし書の規定による経歴放送は、テレビジョン放送による政見放送を行う候補者の後に行うものとする。この場合において、テレビジョン放送による政見放送を行わない候補者が2人以上あるときは、県選挙管理委員会が、あらかじめくじにより<u>経歴放送</u>の順序を定めるものとする。</p> <p>(手話通訳を付して政見を録画する放送事業者)</p> <p>第4条 実施規程第8条第7項の規定により手話通訳士による手話通訳を付して政見を録画する放送事業者は、<u>参議院(選挙区選出)議員又は岩手県知事の選挙</u>の都度定めるものとする。</p> <p>(政見放送の日時の決定等)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>次条</u>の規定により各候補者届出政党又は各候補者の<u>政見放送</u>の日時<u>及び順序</u>を定めたときは、直ちに關係放送事業者及び当該候補者届出政党又は当該候補者に通知するものとする。</p> <p>(政見放送の順序の特例)</p> <p>第6条 実施規程第11条第6項の規定に基づき他の放送事業者において録音又は録画した物を使用して<u>政見放送</u>を行う場合、実施規程第14条第1項ただし書の規定による各候補者届出政党又は各候補者の<u>政見放送</u>の順序は、当該他の放送事業者において行う<u>政見放送</u>の順序によるものとする。</p> <p>2 <u>実施規程第11条第7項の規定に基づき日本放送協会において録音又は録画した物を使用して政見放送を行う場合、実施規程第14条第1項ただし書の規定による各候補者の政見放送の日時及び順序は、県選挙管理委員会が、くじにより定めるものとする。この場合においては、前条第1項の規定を準用する。</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この告示は、平成31年3月29日から施行する。
- 2 この告示による改正後の政見放送及び経歴放送実施規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙については、なお従前の例による。